

# あらためて地方財政調整制度の歴史について考える

横山 純一

今年の一月下旬に、立憲民主党の菅直人元首相が日本維新の会をナチスドイツのヒトラーに例えた発言をしたことが話題となった。これに対する日本維新の会の反応はやや過剰気味にも思われたが、理解できるものだった。菅氏の発言をきっかけにして、本稿ではあらためてナチス政権の政策の内実について検討してみた。

私が専門的に研究してきたものの一つが、ドイツの地方財政と地方財政調整制度（何らかの形で自治体間の財政力格差を是正しようとする制度）の研究である。私が大学院生の時には、ナチス政権の初期（初期ナチ時代）に政権が安定していた理由に強い関心を抱き、その理由を地方財政面から明らかにしようと考えていた。

ワイマール期には大きな課題となっていたけれども解決に至らなかつた問題が多数あり、その課題解決がナチス政権初期に有能な官僚の知識と洞察力によってなされたものが多いことが存在した。例えば、ワイマール期に自治体（市町村）間の財政力格差が拡大したにもかかわらず地方財政調整に批判的もしくは消極的な大都市や政党の力が強かつたため、地方財政調整は暫定的、非体系的なものにとど

まり、本格的な地方財政調整制度が創設されることはなかつた。また、都市は基幹となる税（所得税附加税）を求めたが、国の譲与税に依存する州財政や経済的に弱い自治体への配慮が重視されたため実らなかつた。

このような状況を打破したのが、一九二五年から一九二九年まで大蔵次官を務めたヨハネス・ポープピッツ（Johannes Popitz）だった。ポープピッツは地方財政調整の重要性を認識し、ナチス政権誕生前の一九三〇年に、本格的な地方財政調整制度（財政交付金制度）と市町村独立税の新設を構想した。そして、財政交付金制度はポープピッツがナチス政権の大蔵大臣（プロイセン州大蔵大臣）に就任後の一九三八年に創設され、また、ポープピッツは所得税附加税の導入には反対だったが、一九三六年に物税改革を行って物税の市町村独立税化を実現させた。この二つの制度の実現には州の脆弱化と、都市や政党の地方財政調整への反発の抑制が必要だったが、実際、これらを伴いながら政府間財政関係（州―自治体間）の改革が行われたということができた。

ワイマール期に顕在化していた自治体間の財政力格差の是正はワイマール期にはできなかった。長い間懸案だった財政力格差是正は、ポープピッツが一九三八年に地方財政調整制度

をつくりあげることによって一応の解決が図られたということができるのである。したがって、地方財政調整制度自体はナチス政権のオリジナルな政策といえるものでは決してなく、一九二〇年代から地方財政調整についての問題意識をもっていた官僚がつくりあげたものだったということができるのである。それゆえにこそ、ポープピッツの地方財政調整制度は、第二次大戦後の西ドイツの政府間財政関係（州―自治体間）に強い影響力を持ち続けたのである。

なお、ポープピッツは熱心なナチス信奉者ではなかつた。そればかりか一部の国防軍将校らと一緒にヒトラー暗殺計画に加わった。だが、ヒトラーの知るところとなって逮捕され、即刻処刑（死刑）された。

ひるがえって日本の地方交付税についてみれば、その原型は一九四〇年の地方分与税制度に求められる。地方分与税制度も日本型ファシズムのなせる業では決してなく、第一次大戦後に顕在化した自治体間の財政力格差是正に一九二〇年代から取り組んでいた三好重夫、永安百治ら内務官僚の着実な仕事の産物だった。それゆえにこそ地方分与税制度は第二次大戦後の地方交付税制度につながっていったといえるのである。三好重夫から始まり、荻田保、柴田謙、奥野誠亮、石原信雄らにつながる地方交付税にかかわる官僚の系譜にも注目しておきたい（詳細は拙著『ドイツ地方財政調整制度の歴史と特質』、同文館出版、二〇二〇年一月を参照されたい）。

へよこやま じゅんいち・北海道大学名誉教授